チ　大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。第三十五条第五号において同じ。）による教習は、次の表の上欄に掲げる教習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教習の科目について行い、かつ、その教習時間は、それぞれ同表の下欄に掲げる時間を超えないこと。

教習の区分	教習の科目	教習時間
大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行	一時限
準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）	基本操作及び基本走行	三時限
普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る教習	基本操作及び基本走行	一時限
	応用走行	一時限
	基本操作及び基本走行	一時限
ＡＴ普通免許に係る教習		

［リ～ツ　略］

ネ　応用走行の最後において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

［ナ～ム　略］

二　［略］

6　［略］

（卒業証明書の発行等）

第三十四条の二　［１・２　略］

3　法第九十九条の五第五項後段に規定する技能検定に合格した旨の証明は、次に掲げる事項を記載した書面に当該技能検定を行つた技能検定員が署名又は記名押印をして行うものとする。

［一～六　略］

（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

第三十四条の四　令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第九項第一号、第二号、第三号（準中型仮免許に係るものを除く。）又は第四号に定める成績とする。

（申請の手続）

第三十五条　法第九十九条第一項の申請は、次に掲げる書類を添付した別記様式第二十の指定申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

［一～四　略］

五　備付け自動車、運転シミュレーター、模擬運転装置及び無線指導装置一覧表

［六～八　略］

チ　大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

［リ～ツ　同上］

ネ　応用走行の最後の教習時限において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

［ナ～ム　同上］

二　［同上］

6　［同上］

（卒業証明書の発行等）

第三十四条の二　［１・２　同上］

3　法第九十九条の五第五項後段に規定する技能検定に合格した旨の証明は、次に掲げる事項を記載した書面に当該技能検定を行つた技能検定員が記名押印して行うものとする。

［一～六　同上］

（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

第三十四条の四　令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第五項第一号又は第二号（第一種免許に係るものに限る。）に定める成績とする。

（申請の手続）

第三十五条　［同上］

［一～四　同上］

五　備付け自動車、運転シミュレーター、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）及び無線指導装置一覧表

［六～八　同上］